



公益財団法人フランス語教育振興協会

2025 年度 パリ国際芸術都市入居者推薦

—— セーヌ河岸で暮らし、異文化に触れながら芸術に打ち込んでみませんか

居住期間：2025 年 9 月～2026 年 8 月

応募締切：2025 年 4 月 23 日

パリ国際芸術都市 (Cité internationale des Arts) は、音楽・絵画・彫刻などの分野の芸術家にパリでの研究活動のための宿泊施設を提供することを目的として、1957 年にフランス文化省とパリ市によって設立された財団です。1965 年にパリ市から土地の提供を受け、140 室の個室と諸施設をそなえた近代的機能をもつ立派な宿舎が完成されました。その後、パリ国際芸術都市は発展を続け、その個室 (アトリエ兼宿泊施設) 数は 300 室を超えています。マレ地区とモンマルトル地区にある 2 つの施設には、世界各国から毎年 1,000 名近くの芸術家が長期・短期に滞在し、様々な活動を展開しています。

▶ Cité internationale des arts <https://www.citedesartsparis.net/>

公益財団法人フランス語教育振興協会 (以下 APEF) は、APEF の前身である日仏文化センターがパリ国際芸術都市理事会と 1975 年 1 月に交わした契約にもとづき、マレ地区の APEF 寄贈アトリエについて、設立基金出資者 (souscripteur) の資格で年に 2 名の入居候補者 (レジダン résident) を推薦する権利を保有しています。APEF により派遣された芸術家は 2025 年 3 月までに 60 名を超え、その後も各々の分野で活躍されています。

2022 年度以降は、老朽化対策の改修が完了した 1 室について、音楽部門から 1 名の入居候補者を募集しています。居住期間は 9 月初旬から翌年 8 月末までです。2025 年度の応募は 2 月中旬から 4 月 23 日 (必着) まで受け付けます。応募書類の書式は APEF ホームページからダウンロードできます。選考手数料を納入のうえ、一式をメール添付でお送りください。



▶ 募集要項ページ <https://apefdapf.org/apef/citedesarts/appel>

セーヌ川を望む理想的な環境で、フランス文化を味わいながら、多くの国の仲間とともに芸術活動に没頭してみたい方のご応募をお待ちしています。



お問い合わせ：

公益財団法人フランス語教育振興協会 国際芸術係

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-8-1 九段 101 ビル

E-mail : citedesarts@apefdapf.org TEL : 03-3261-9969

2025 年度 パリ国際芸術都市入居者推薦 募集要項

■ 居住期間	2025 年 9 月～2026 年 8 月
■ 募集人数	音楽部門から 1 名
■ 選考方法	(1) 書類選考 (2) 書類選考合格者の面接
■ 応募資格	・ 日本国籍を有する者又は日本への永住を許可された者 ・ 該当する専門分野で業績のある者 ・ 実用フランス語技能検定試験（仏検）2 級以上の語学力を有する者
■ 提出ファイル	(1) 入居願書 (2) 活動歴（業績一覧） (3) 推薦状 (4) 応募動機書 (5) 活動計画書 (6) 演奏の音源
■ メール提出先	公益財団法人フランス語教育振興協会 国際芸術都市係 メールアドレス：citedesarts@apecfdapf.org
■ 提出期限	2025 年 4 月 23 日（水）必着
■ 選考手数料	30,000 円 振込期限：2025 年 4 月 21 日（月） ※一旦支払われた選考手数料は、原則として返還致しません。 振込先：三井住友銀行 飯田橋支店（店番号 888）（普）5061932 口座名義：公益財団法人フランス語教育振興協会
■ 備考	・ 面接（オンライン）は 5 月 18 日（日）の開催を予定しています。 ・ 入居者として選出された方には「レジダン誓約書」を提出していただきます。

公益財団法人フランス語教育振興協会

パリ国際芸術都市入居候補者推薦 実施要綱

1. 公益財団法人フランス語教育振興協会（以下 APEF）は、1975 年 1 月に当時 APEF の前身、日仏文化センターと発効したパリ国際芸術都市理事会との契約にもとづき、1 学年（毎年 9 月初旬より翌年 8 月末まで）2 名（音楽部門 1 名、美術部門 1 名）の APEF 寄贈アトリエ入居候補者を同理事会に推薦する。ただし 2025 年度は音楽部門 1 名のみを推薦する。
2. 所定の手続きを経た申請者について、専門分野（音楽）の専門家、APEF の代表者、学識経験者 3 名から構成される選考委員会において選考を行い、入居候補者を決定する。委員長は選考委員の互選により決定する。
3. 入居候補者の選考は、書類選考（一次審査）および書類選考合格者を対象とした面接選考（二次審査）によって行う。
4. APEF 理事長は 5 月末日までに入居候補者をパリ国際芸術都市理事会に対して推薦する。
5. パリ国際芸術都市理事会は、その規程にもとづいて、APEF の推薦する入居候補者を不適当と認めた場合、これを拒否する権利を留保する。
6. 入居候補者は、パリ国際芸術都市理事会により入居を許可されたとき、同理事会の定める居住者の規則に従い、所定の維持費*を国際芸術都市に支払わなければならない。

*維持費：2025 年 1 月 1 日からの料金（月額）1 人用：549 ユーロ
ベッド・ピアノ等のオプションあり